

北方海域出漁者経営安定支援事業（継続）

1 趣旨

昨年、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」が改正され、法第9条の2において、国は北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）の領海において操業する我が国漁業者の操業の円滑な実施を確保することとされたところである。

北方領土問題が未解決であることに起因して、北方地域の領海において操業する我が国漁業者は、本来我が国の領海であるにもかかわらず、ロシア連邦と締結されている「北方四島周辺水域操業枠組協定」及び「貝殻島昆布協定」に基づき操業せざるを得ず、操業上の自由度が制約され、追加的な経費の負担を強いられている状況にある。また、漁法や対象魚種が限られており漁獲量が伸びず、また付加価値の高い水産資源を漁獲できないことから、水揚高が限られ収入が制限されるため経営を圧迫している。

他方、沿岸国が、領海における外国人の操業を協定により認めることは、国連海洋法条約も予定していない極めて特殊、特別なものであり、ロシア側が自らの領海と主張する当該水域において我が国漁業者の操業を認めていることは、北方領土問題解決の糸口となる重要なものである。

このため、漁業者の当該海域における操業そのものが国益に資する活動であることから、操業の円滑な実施を確保しつつ、経営の安定に資するよう予算措置を行う。

2 事業内容

北方領土問題が未解決であることに起因して、北方地域の領海において操業する我が国漁業者については、操業上の自由度が制約され、追加的な経費の負担を強いられている状況にあるとともに、漁業者の当該海域における操業そのものが国益に資する活動であることから、北方地域の領海における我が国漁業者の円滑な操業に必要な経費に対して助成する。

3 事業実施主体 民間団体

4 事業実施期間 平成22年度～平成26年度

5 平成23年度概算決定額（前年度予算額）

56,669千円（56,669千円）

6 補助率 定額

7 担当課

水産庁沿岸沖合課 03-3502-8476（直）